

## 2

## 平和・安全・安定な社会の実現、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化

## (1) 平和構築支援と難民・避難民支援

国際社会では依然として、民族・宗教・歴史の違いなど様々な要因や、貧困や格差などの影響によって地域・国内紛争が発生しています。近年の地政学的な国家間競争の激化や緊張の高まり、既存の国際的秩序への挑戦的な主張を強める国々の台頭も、世界の経済・社会、安定に大きな負の影響をもたらしています。

紛争は、多数の難民や避難民を発生させ、人道問題を引き起こし、長年にわたる開発努力の成果を損ない、大きな経済的損失をもたらします。ある国や地域の紛争の影響は、世界全体に何らかの形で影響を及ぼすものであり、このような紛争の長期化も課題となっています。2022年に発生したロシアによるウクライナ侵略、2023年10月に発生したハマス等によるテロ攻撃以降のイスラエル・パレスチナ情勢は、深刻な人道危機に拍車をかけており、世界の経済・社会、安定に大きな負の影響をもたらしています。気候変動が平和と安定に及ぼす影響についても懸念されています。このように国際社会の課題が複雑化・多様化する中で、持続的な平和の定着のため、開発の基礎を築くことを念頭においた平和構築の取組はますます重要になっています。

## 日本の取組

## ■ 平和構築支援

紛争などによる人道危機への対応として、日本は初



コロンビア「平和構築に資する包摂性を確保した農業農村開発事業強化プロジェクト」で、カカオ農園を視察する日本人専門家（写真：JICA）

期の段階から、緊急に必要とされる人道支援を中長期的な開発協力を見据えて行う「人道と開発の連携」を推進しています。人道危機が長期化・多様化する中、平時から中長期的な観点に立った強靱な国造りや社会安定化といった平和の持続のための支援を行う人道・開発・平和の連携（HDPネクサス）<sup>注38</sup>の考え方も重視しています。各国・地域において、自立的発展を後押しし、危機の根本要因に対処するため、人道支援、貧困削減・経済開発支援、平和構築や紛争再発予防の支援を継ぎ目なく展開しています。

継ぎ目ない支援を行うため、日本は、国際機関を通じた支援と、無償資金協力、有償資金協力、および技術協力といった支援を組み合わせ、紛争下における難民・避難民に対する人道支援や、紛争終結後の和平（政治）プロセスに向けた選挙支援を実施しています。平和の定着と紛争の再発防止を目的とした、元兵士の武装解除、動員解除および社会復帰（DDR：Disarmament、Demobilization、Reintegration）、治安部門改革、行政・司法・警察機能の強化に関する支援も実施しています。経済インフラや制度整備支援、保健や教育などの社会分野での支援も行っています。ホストコミュニティとの共存のための支援、難民・避難民の帰還、再定住への取組のほか、基礎インフラ（経済社会基盤）の復旧といった復興のための支援にも取り組んでいます。これら取組においては、国連安保理決議第1325号を始めとした、平和構築における女性の役割が重要であるとする一連の国連安保理決議に基づいて、紛争の予防や解決、平和構築への女性の参画促進に積極的に取り組んでいます（女性・平和・安全保障（WPS）については83ページを参照）。

ロシアによるウクライナ侵略において性的暴力被害が確認されていることを受け、2023年には、国連女性機関（UN Women）を通じて、ウクライナおよび近隣国において、約2,000人の性的暴力被害者の女性を含む戦争の影響を受けた避難民女性・女兒に対して保護、カウンセリングや必要なサービスの提供を

注38 人道（Humanitarian）、開発（Development）、平和（Peace）の頭文字をとったもの。人道支援と並行して、難民の自立支援や受け入れ国の負担軽減のための開発協力を行い、さらに根本的な原因である紛争の解決・予防に向けた平和の取り組みを進めるアプローチ。

行ったほか、約1,500人の女性・女児に対して生計維持のための語学や基本的な生活技能の訓練等を実施しました。

国際社会では、国連平和構築委員会（PBC）<sup>解説</sup>などの場において、紛争の解決や予防、紛争後の復旧や国造りに対する支援の在り方に関する議論が行われています。日本は設立時からPBCに参加し、制度構築や人材育成に取り組む重要性や、関係機関（国連安全保障理事会、国連総会、PBC等の国連機関、ドナー国、地域的機関、世銀・IMF等の国際金融機関、民間セクター等）の間での連携強化の必要性を伝えるなど、積極的に貢献してきています。国連平和構築基金（PBF）<sup>解説</sup>にも、2023年12月時点で総額6,307万ドルを拠出し、主要ドナー国として貢献してきています。日本は2023年1月から2年間、安保理非常任理事国を務めており、2023年1月の議長月には平和構築に関する安保理公開討論を主催するなど、任期中の優先事項の一つとして、国連における平和構築の取組に貢献しています。

日本は、従来、国連平和維持活動（国連PKO）などの国際平和協力活動と開発協力の連携に努めてきています。実際、国連PKOが行われている国や地域では、紛争の影響を受けた避難民や女性・子どもの保護、基礎インフラの整備などの取組が多く行われており、その効果を最大化するために、このような連携を推進することが引き続き重要です。例えば、2023年にはイエメンにおいて、約4,500人のジェンダーに基づく暴力の被害者に対する支援を行ったほか、50人の保護サービス提供に携わる人を対象とした能力開発研修の実施や200人の女性に対する生計支援、100人を対象とした平和構築への女性の参画に向けた能力構築支援を行い、同国の平和と安定に向けた取組を促進しました。

日本は、国連、支援国および要員派遣国の3者が互いに協力し、国連PKOに派遣される要員の訓練等を行う協力枠組みである「国連三角パートナーシップ・プログラム（TPP）」にも積極的に貢献しています。同枠組みの下、例えば、アフリカおよびアジアの工兵要員を訓練するために、自衛隊員等を派遣して重機操

作訓練を実施しているほか、医療分野において救命訓練実施のための自衛隊員派遣や国連PKOミッションの遠隔医療体制整備などに貢献しています。2023年9月の国連総会において、岸田総理大臣は、平和の担い手への支援を拡充することを表明しました。具体的には、アフリカ連合（AU）が主導する平和支援活動（AUPSOs）がアフリカの平和と安定に重要な役割を果たしていることから、TPPの枠組みにおいてAUPSOsに派遣される要員に対する訓練も実施すべく、約850万ドルを拠出することを決定しました。

その他、平和構築に従事する人材に求められる資質が多様化、複雑化していることに鑑み、日本は「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」<sup>注39</sup>を通じて、現場で活躍できる国内外の文民専門家を育成しています。これまでに実施した国内研修には延べ950人以上が参加しました。修了生の多くが、アジアやアフリカ地域の平和構築・開発の現場で活躍しています。

## ■ 難民・避難民支援

シリアやアフガニスタン、ミャンマー、ウクライナなどの情勢を受け、世界の難民・避難民等の数は年々増加しており、2022年には1億人を超え、第二次世界大戦後で最大規模を更新するなど、人道状況は厳しさを増しています。日本は2023年12月にジュネーブで行われた第2回グローバル難民フォーラム（GRF）の共催国を務め、こうした人道状況の悪化を食い止め、国内外の難民・避難民の自立や受入れ国の負担軽減のため、国際社会の団結と協力強化を呼びかけました（49ページの「開発協力トピックス」も参照）。人間の安全保障の観点からも、日本は、最も脆弱な立場にある人々の生命、尊厳および安全を確保し、一人ひとりが再び自らの足で立ち上げられるように、難民・避難民等に対する支援を含む人道支援を行っています。

具体的には、主に国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）、国連世界食糧計画（WFP）、国際移住機関（IOM）を始めとする国際機関と連携して、シェルターや食料など基礎的な生活に必要な物資の支援を世界各地で継続的に実施しています。日本は、上記の

<sup>注39</sup> 2007年度に「平和構築人材育成事業」を開始し、2015年度には同事業の内容を拡大、「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」（[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/peace\\_b/j\\_ikusei\\_shokai.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/peace_b/j_ikusei_shokai.html)）となった。現場で必要な知識や技術を習得するための国内研修と国際機関の現地事務所での海外実務研修とを行う「プライマリー・コース」に加え、平和構築・開発分野に関する一定の実務経験を有する方のキャリアアップを支援する「ミッドキャリア・コース」を実施。





ウガンダで日本人専門家からコメ作りの指導を受ける難民（写真：JICA）

国連機関や国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）、赤十字国際委員会（ICRC）などの国際機関と連携することにより、治安上危険な地域においても、それぞれの機関が持つ専門性や調整能力などを活用し、難民・避難民等への支援を実施しています。例えば、2023年には、スーダンおよび周辺国に対して、スーダンにおける武力衝突により発生した難民および国内避難民などに対する支援として、WFPやUNHCR、IOMなどを通じて食料や生活必需品などを供与する緊急無償資金協力を実施しました。また、ジャパン・プラットフォーム（JPF）<sup>注40</sup>を通じた日本のNGOによる緊急人道支援も行われています（50ページの「世界の現場で活躍する国際機関日本人職員」も参照）。

日本は、こうした国際機関を通じて難民・避難民等への支援を行う際、JICAやNGO、民間企業との連携を図っています。例えば、UNHCRが行う難民支援においては、JICAと連携し、緊急支援と復興支援を連携させた支援を実施しています。ジャパン・プラットフォーム（JPF）と連携した難民・避難民等への支援も行っています（133ページの「案件紹介」も参照）。

### ■ 対人地雷・不発弾対策および小型武器対策

かつて紛争があった国・地域には対人地雷や不発弾がいまだ残るとともに、非合法的な小型武器が現在も広く流通しています。これらは、一般市民などに対して無差別に被害を与え、復興と開発のための活動を妨げるだけでなく、対立関係を深刻にする要因にもなりま

す。そのため、対人地雷や不発弾の処理、小型武器の適切な管理、地雷被害者の支援や対人地雷・不発弾対策関係者の能力強化などを通じて、こうした国・地域を安定させ、治安を確保するための持続的な協力を行っていくことが重要です。

日本は、「対人地雷禁止条約」および「クラスター弾に関する条約」の締約国として、人道・開発・平和の連携の観点から、地雷除去や被害者への支援に加え、リスク低減教育などの予防的な取組を通じた国際協力も着実にを行っています。例えば、カンボジア地雷対策センター（CMAC）に対しては、国内外に対する研修機能の強化、組織運営部門の職員の育成や情報システム構築など、今後さらに国際的に貢献する組織となっていくためのCMACの組織全体の能力向上への協力や、地雷対策関係者に対する教育訓練環境の改善および訪問者への地雷問題の理解促進・啓発を図るため、CMACの研修施設や広報施設を建設する支援を行っています。

こうした包括的な支援により、CMACはコロンビアやラオスなど第三国の地雷・不発弾対策職員に対する研修のほか、2023年1月にはカンボジア国内で、同年7月にはポーランドにおいてウクライナ政府職員に対する地雷探知機の使用訓練や住民への啓蒙活動<sup>もう</sup>等も実施し、南南協力<sup>注41</sup>の実現にも貢献しています。不発弾の被害が特に大きいラオスに対しては、CMACでの研修以外にも不発弾対策機関への専門家の派遣により、活動計画策定やモニタリングに関する実施能力の強化を行っているほか、同機関の活動を促進するための設備整備や地雷検知センサー等の必要機材の供与を行っています。日本はカンボジアをはじめ各地の地雷除去に長年協力してきた経験・知見を活用し、ウクライナの戦後復興において、住民の安心・安全の確保のみならず、生活、農業、産業の再建にも欠くことができない地雷や不発弾の処理に、積極的に協力しています。

日本は、ボスニア・ヘルツェゴビナにおいて、スロベニアに本部を置く国際NPOである人間の安全保障強化のための国際信託基金（ITF）が、ボスニア・ヘルツェゴビナ地雷行動センターと協力して実施している地雷除去活動を支援しており、西バルカン地域の連

<sup>注40</sup> 137ページの用語解説を参照。

<sup>注41</sup> 103ページの用語解説を参照。

結性向上にも貢献しています。

アフガニスタンにおいては、特定非営利活動法人難民を助ける会（AAR Japan）が、地雷や不発弾などの危険性と適切な回避方法に関する知識の普及を目的として、教材開発や講習会などの教育事業を、日本 NGO 連携無償資金協力（2009 年度以降）や JPF による事業（2001 年度以降）を通じて実施しており、住民への啓発活動が着実に進められています。

日本は、こうした二国間支援に加え、国際機関を通じた地雷・不発弾対策を積極的に行っています。2023 年には、アフガニスタン、シリア、パレスチナ、スーダン、ナイジェリア、南スーダンに対して、国連地雷対策サービス部（UNMAS）を通じて、地雷除去、危険回避教育、被害者支援などの地雷・不発弾対策支援を行っています。例えば、シリアでは、UNMAS 経由で、爆発物事故の被害者への支援を行うとともに、被害者支援実施のための枠組み策定に取り組みました。2023 年は他にも、国連児童基金（UNICEF）経由でイエメン、イラク、ウクライナ、チャド、中央アフリカ、パレスチナ、南スーダンにおいて危険回避教育に関する支援を実施しています。ICRC を通じて、アフガニスタン、ウクライナ、シリ



カンボジア地雷対策センター（CMAC）の研修複合施設における地雷探知犬の訓練の様子（写真：JICA）

ア、ミャンマー等でも危険回避教育などの支援を行っています。

小型武器は実際の紛争の場面で今もなお使われ、多くの人命を奪っていることから「事実上の大量破壊兵器」とも呼ばれており、日本は、グテーレス国連事務総長の「軍縮アジェンダ」（2018 年）に基づいて設置された「人命を救う軍縮（SALIENT）」基金へのドナー国であるなど、小型武器対策の議論に積極的に貢献しています。



## 用語解説

### 国連平和構築委員会（PBC : Peacebuilding Commission）

2005 年の安保理決議および総会決議に基づき設立された国連の安全保障理事会および総会の諮問機関。紛争後の平和構築と復旧のための統合戦略を助言・提案することを目的とし、安保理、総会等に対してブリーフィングの実施や書面の提出を通じた助言を提供する。日本は PBC 設立時から一貫して、PBC の中核である組織委員会のメンバーを務めている。

### 国連平和構築基金（PBF : Peacebuilding Fund）

2006 年に設立された基金。アフリカを始めとする地域で、地域紛争や内戦の終結後の再発防止や、紛争予防のための支援を実施。具体的には、和平プロセス・政治対話への支援、経済活性化、国家の制度構築、女性・若者の国造りへの参加支援などを実施。



## 開発協力トピックス



## 第2回グローバル難民フォーラム ～共催国日本の取組～

世界の難民・避難民の数は、この10年で2倍を超え、世界中で故郷を追われた人々は、2022年に初めて1億人を超えました<sup>注1</sup>。この急増は、人災とも言える紛争が世界各地で長期化しているためです。難民が祖国に戻れない状況が続く中、ロシアによるウクライナ侵略等、新たな危機がさらなる難民を流出させています。近年の気候変動に伴う自然災害の激甚化もこうした状況をさらに悪化させています。

2018年の国連総会において、新たな難民支援の国際的な枠組みとして「難民に関するグローバル・コンパクト（GCR）」が採択され、(1) 難民受入れ国の負担軽減、(2) 難民の自立支援、(3) 第三国での解決策の拡大、(4) 安全で尊厳のある帰還環境整備、が目標として掲げられました。グローバル難民フォーラム（GRF）は、このGCRのフォローアップとして、難民問題の解決に向けた取組の共有と国際社会の連携を促すことを目的に4年に一度開催される国際会議です。2019年12月に第1回会合が開催されました。

2023年12月に開催された第2回GRFは、世界各国・地域から4,200人以上が参加し、フランス、コロンビア、ヨルダン、ウガンダと共に共催国を務めた日本からは、上川外務大臣が出席しました。

上川外務大臣は開会式において、悪化の一途をたどる人道状況を食い止めるためには、難民・避難民一人ひとりが夢を努力で実現できる未来の展望を持たなければならないことを強調しました。とりわけ脆弱な環境に置かれているのが女性と子どもであり、「女性・平和・安全保障（WPS）」<sup>注2</sup>の考え方が難民・避難民への対応を考える上で不可欠であることを指摘しました。また、日本の国内外における難民・避難民の自立支援や受入れ国の負担軽減に向けた取組を説明し、国際社会の団結と協力強化を強く呼びか



第2回グローバル難民フォーラム開会式でステートメントを行う上川外務大臣

け、国際社会の連携のためのプラットフォームとして人道・開発・平和の連携（HDPネットワーク）<sup>注3</sup>の取組を拡大することを表明しました。

上川外務大臣は、GRFに参加した難民受入れ国であるヨルダン、レバノン、イラン、ウガンダと二国間会談を実施し、自らも困難を抱えながらも多くの難民を受け入れ、地域の平和と安定に貢

献していることを高く評価するとともに、各国の負担を軽減するために支援を強化する旨を表明しました。またフランスとの二国間会談では、両国首脳間で発表された日仏協力ロードマップを通して「特別なパートナー」である日仏協力を一層強化していくことで一致しました。

日本は、「WPS+イノベーション～難民支援・人道支援の現場から～」と題する意見交換会をGRFに併せて主催し、上川外務大臣は国際移住機関（IOM）、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）、赤十

字国際委員会（ICRC）、国際赤十字・赤新月社連盟（IFRC）の代表者から、現場の課題や日本に期待する役割等について聞き取りを行いました。上川外務大臣からは、現下のウクライナや中東情勢だけでなく、アフリカや中南米の抱える問題にもWPSを具体的に活用するとともに、国際機関の知見を今後のWPSの視点を踏まえた国際支援にいかしていきたいと述べました。

第2回GRFでは、複数の国・団体等が、様々な支援についてマルチステークホルダー・プレッジ（MSP）を形成し、その下で協働することを推奨しています。HDPネットワーク、ジェンダー平等、平和構築、教育等の分野で計43件のMSPが形成され、今後4年間で各MSPのリード国・団体等が主導していくこととなります。



ウガンダにて、稲作ワークショップに参加する難民とホストコミュニティの人々（写真：JICA）



バングラデシュにて、ユニクロとUNHCRが協力して実施する、自立支援のための縫製技術訓練を受ける避難民女性（写真：株式会社ファーストリテイリング）

注1 UNHCR「グローバル・トレンドズ・レポート2022」  
<https://www.unhcr.org/global-trends-report-2022>

注2 81ページの第III部3（6）を参照。

注3 45ページの注38を参照。

# 世界の現場で活躍する国際機関日本人職員<sup>注1</sup>

## ～難民・避難民支援の現場から～

### あらかきしょうこ 新垣尚子

国連人口基金 (UNFPA) 人道支援局長

私は、2019年7月に創設されたUNFPA人道支援局の初代局長として、ジュネーブを拠点に活動しています。UNFPAは、150か国以上の女性や若者を対象にセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス<sup>注2</sup>に関する支援を行っています。人道支援局はこのうち、人道危機にある約60か国を中心に活動しています。災害や紛争などの緊急時には、ジェンダーに基づく暴力の対策チームや物資輸送のチームを派遣するなど、人と物の手配を統括しています。2023年11月、パレスチナのガザ地区での戦闘休止の際は、支援物資輸送のための航空機手配や物資貯蓄の管理も行いました。

また、局長として各地の難民・避難民キャンプを視察し、実態を把握してより適切な人道支援を届けるよう心掛けています。今年はケニアやエチオピアの難民キャンプを訪れ、日本政府の支援による障害を持った難民のスポーツ活動や移動診療所の設置などを視察し、「人間の安全保障」を推進する取組が現地の方に受け入れられ、感謝されていることを実感しました。

UNFPAは2030年までに妊産婦死亡やジェンダーに基づく暴力をゼロにする目標を掲げていますが、その多くは人道危機の現場で起こっています。他の国際機関、協力団体、日本をはじめとするドナー国と連携しながら、人道支援活動に取り組むとともに、人道支援の意義を発信し続けます。



モザンビークの国内避難民のキャンプで暮らす人々から話を聞く筆者（写真左）（写真：UNFPA）

### 山本祐一郎

国連児童基金 (UNICEF) アフガニスタン事務所 こどもの保護専門官

アフガニスタンでは、2021年8月のタリバーンによる「暫定政権」樹立の発表後、経済の急速な悪化、福祉サービスシステムの崩壊、度重なる自然災害、女性・子供の公の場からの締め出しなどにより、国内の人道ニーズはこれまでになく高まっています。共和国政府とタリバーンの戦闘の終結を受けて、イランやパキスタン等の近隣諸国に避難していた人々が帰還するケースも見られますが、その多くは、避難前と同様かそれ以上の困難に直面しています。

私は、2022年にUNICEFアフガニスタン事務所に着任し、アフガニスタンに暮らす全てのこどもたちを暴力、虐待、搾取から守るため、タリバーン「暫定政権」とも協力をを行いながら、こどもを保護するシステムの強化に取り組んでいます。その一つとして、こどもの人権侵害の事例を特定して対応するソーシャルワーカーを採用し、研修の後に国内各地に派遣しています。また、2022年からは日本の支援により、脆弱な立場にあるこどもたちに心理的、社会的支援を含むサポートを行い、教育や保健などのサービスも受けられるよう支援しているほか、社会に適応できるように、職業訓練や収入創出活動への支援も行っています。また、近隣諸国から帰還したこどものうち、保護者がいないこどもや家族と離ればなれになったこどもについては、家族と再会させ、出身地に戻れるよう支援しています。



パキスタンとの国境付近に設置した「こどもにやさしい空間」で帰還民のこどもとふれあう筆者（写真右から2人目）（写真：UNICEF）

### 伊藤常子

国連プロジェクト・サービス機関 (UNOPS) アンマン・マルチカントリー事務所  
リポーティングリエゾンオフィサー

レバノン人口あたりの難民受入れ数が世界最多の国とされており<sup>注3</sup>、人口の約4人に1人に及ぶ難民を抱えています。2011年からのシリア内戦に伴う劇的な難民人口の増加は、とりわけ保健医療分野における基礎的な公共サービスを圧迫しています。医療機材の不足や老朽化に加え、経済危機、燃料等の価格高騰や供給不足に起因する日常的な停電は、救急救命機材の稼働にさえ影響を及ぼしています。

UNOPSは日本政府の支援の下、2021年から、難民や厳しい状況に置かれるレバノン人の受け皿となっている拠点公立病院に対し医療器材の供与や太陽光パネルの設置などを行い、逼迫する医療体制の強化を支援しています。

私は、2020年からレバノンを含む中東諸国を管轄するマルチカントリー事務所では、調達やインフラ整備、プロジェクトマネジメントといったUNOPSの強みをいかして、パートナーシップ構築に係る調整やプロジェクトの実施支援に携わっています。ホストコミュニティと難民双方に裨益する人道支援の中に、再生可能エネルギーの導入といった気候変動等の中長期的な開発課題への対応も織り込むなど、支援を必要とする人々とドナー機関との架け橋として、人道と開発そして平和の連携にも資する支援に取り組んでいます。



レバノン・バアブダ公立病院での事業完工式典の様子（写真左から2人目が筆者）（写真：レバノン公衆衛生省）

## こばやかわ 小早川明子

国連プロジェクト・サービス機関(UNOPS)ミャンマー事務所 プログラム渉外部門長

私は、2000年から国連プロジェクト・サービス機関(UNOPS)に勤務し、旧紛争国で地雷対策やインフラ復興事業の資金調達およびプロジェクト実施を担当してきました。地雷や不発弾などは難民・避難民の帰還も含めた、復興開発や平和の定着を阻んでいます。不発弾は、こどもがおもちゃと間違えたり、換金のために金属をはがしている最中に爆発したりするなどして被害者を増やしており、除去から回避教育、被害者支援まで、包括的な対策が必要です。前任地の国連地雷対策サービス部(UNMAS)・UNOPSシリア事務所では、政府との3年間の交渉の末、首都郊外の農地で地雷除去を開始でき、農民の帰農につながっています。

2022年5月に着任したミャンマーでは今も紛争が続いています。人口5,500万人の約4%にあたる200万人が国内避難民として不自由な生活を送っており、地雷対策も喫緊の課題です。UNOPSは、日本政府の拠出を受け、少数民族が多い熱帯地域の避難民キャンプで、衛生用品、保水バケツ、蚊帳など生活必需物資を供与しています。また、UNOPSが支給しているソーラー・ランタンは、携帯電話の充電や自宅学習を可能にし、女性やこどもが夜間でも安全にトイレを使うことができました。診療所への太陽光パネルの設置も行い、電気が無い間も妊産婦を含む患者の診療ができるようになりました。地雷対策については、現在は回避教育にとどまっており、将来の地雷除去の開始に向けて慎重に取組を続けています。



支援先の診療所で働く助産師と筆者(写真右)  
(写真: UNOPS)

## 赤尾邦和

国際移住機関(IOM)エチオピア事務所シレ支所長(ティグライ州)  
持続可能な解決策支援事業プロジェクトマネージャー

私は、2021年にIOMエチオピア事務所に着任し、南スーダン難民支援や国境管理事業に従事した後、2022年2月からエチオピア北部ティグライ州のIOMシレ事務所の支所長を務めています。ティグライ州では2020年から2年にわたり、エチオピア連邦政府とティグライ民族解放戦線(TPLF)との間で軍事衝突が発生したため、IOMの地域責任者として、日本政府を始めとするドナーからの支援を受けて、国内避難民に、シェルターの確保、生活必需品の供与、水・保健などの必要なサービス提供を行いました。特に2022年8月、勤務地であるシレの町が軍事衝突の現場となった際は、事務所スタッフの安全を守りながら人道支援を継続できるよう、シレに留まり、エチオピア政府駐留軍や連邦警察などと調整を行いました。

2022年11月の和平合意締結によって、地域に一定の安定が戻り、IOMの活動も緊急支援から復興・平和構築支援に軸足を移しています。私も支所長の仕事の傍ら、IOMの平和・開発ユニットにも所属し、「持続可能な解決策支援」と呼ばれる支援事業の責任者を兼務しています。事業では、より持続可能な解決策として、国内避難民の出身地への帰還、今いる地域への統合、第3の場所への再定住などのプランを用意し、状況に応じた中長期的な生活の立て直しを支援しています。



ティグライ州で日本からの支援物資を引き渡す筆者(写真右)  
(写真: IOM)

注1 国際機関職員の方からの寄稿。人物の肩書きは執筆時点のもの。

注2 性と生殖に関する健康。単に病気や障害等がないというだけでなく、性と生殖の全ての局面で、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあること。

注3 国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)「グローバル・トレンド・レポート2022」 <https://www.unhcr.org/global-trends-report-2022>



## (2) 社会の安全・安定の確保

国際的な組織犯罪やテロ行為は、引き続き国際社会全体の脅威となっています。こうした脅威に効果的に対処するには、1か国のみの努力では限界があるため、各国による対策強化に加え、開発途上国の司法・法執行分野における能力向上支援などを通じて、国際社会全体で対応する必要があります。

日本は、国際的な組織犯罪を防止するための法的枠組みである国際組織犯罪防止条約（UNTOC）の締約国として、同条約に基づく捜査共助などの国際協力を推進しているほか、違法薬物対策などの国際組織犯罪対策に関する国際協力を行っています（サイバー空間に対する脅威への対策については、第III部1（2）の35ページを参照）。

エネルギー資源や食料の多くを輸入に依存する日本にとって、海上輸送における脅威への対処を始めとする海上交通の安全確保は、国家の存立・繁栄に直結する課題です。法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序は、日本が推進する「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現のためだけでなく、日本を含む地域全体の発展のためにも極めて重要であり、日本は、各国や国際機関と協力して、海上交通の安全確保や海洋安全保障協力の取組を推進しています（「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」実現のための取組については42ページの「開発協力トピックス」を参照）。



コンゴ民主共和国キンシャサ市での警察研修における警察分署視察の様子（写真：JICA）

## 日本の取組

### ■ 治安維持能力強化

日本の警察は、その国際協力の実績と経験も踏まえ、治安維持の要となる開発途上国の警察機関に対し知識・技術の移転を行いながら、制度作り、行政能力向上、人材育成などを支援しています。

その一例として、2023年、警察庁は、インドネシアへ2001年から継続して専門家派遣、研修、技術協力プロジェクトを実施したほか、アジアやアフリカ、大洋州などの各国から研修員を受け入れ、日本の警察の在り方を伝えています。

### ■ テロ対策

新型コロナウイルス感染症の感染拡大によりテロを取り巻く環境も大きく変化しました。新型コロナ対策のための行動制限は、都市部でのテロを減少させましたが、人々の情報通信技術（ICT）への依存が高まり、インターネットやSNSを使った過激派組織による過激思想の拡散が容易になりました。もともと国家の統治能力が脆弱<sup>ぜい</sup>だった一部の地域では、新型コロナの感染拡大によってガバナンスが一層低下したことにより、テロ組織の活動範囲が拡大しています。新型コロナ対策のための行動制限の緩和に伴い、テロ攻撃が多発する可能性を指摘する声もあります。

2023年、日本は、テロを取り巻く環境の変化に迅速に対応するため、パートナー国とのテロ対策協議の実施や、G7議長国としてG7ローマ・リヨン・グループ会合の国内開催等を通じて、各国との連携強化や情報交換を進めてきました。

### ■ 違法薬物対策

日本は、国連の麻薬委員会などの国際会議に積極的に参加するとともに、2023年は国連薬物・犯罪事務所（UNODC）への拠出を通じて、東南アジア等の国々の関係機関との連携を図り、新規化合物<sup>注42</sup>を含む違法薬物の流通状況の監視や国境での取締能力の強化を行うほか、薬物製造原料となるけしの違法栽培状況の調査等を継続的に実施し、グローバルに取り組むべき課題として違法薬物対策に積極的に取り組んでいます。

<sup>注42</sup> 新しく合成される精神活性物質（NPS：New Psychoactive Substances）、あるいは「危険ドラッグ」とも呼ばれ、規制対象となる薬物（麻薬等）と類似した効果を得るために合成された物質で、合法的医薬品とは認められていないもの、まだ規制されていない向精神性作用を呈する化合物をいう。





Bangladesh 「警備能力向上プロジェクト」における課題分析のためのワークショップの様子（写真：JICA）

また、警察庁では、アジア太平洋地域を中心とする関係諸国を招き、薬物情勢、捜査手法および国際協力に関する情報共有や協力体制の強化を図っています。

### ■ 人身取引対策

日本は、人身取引<sup>注43</sup>に関する包括的な国際約束である人身取引議定書や、「人身取引対策行動計画2022」に基づき、人身取引の根絶のため、様々な取組を行っています。

日本は国際移住機関（IOM）への拠出を通じて、日本で保護された外国人人身取引被害者に対して母国への安全な帰国支援や、被害者に対する精神保健・医療的支援、職業訓練などの自立・社会復帰支援を実施しています。日本は、二国間での技術協力、UNODCなどの国連機関のプロジェクトへの拠出を通じて、東南アジア等の人身取引対策・法執行能力強化に向けた取組に貢献しているほか、ロシアの侵略を受けて難民・避難民が多数発生しているウクライナおよびモルドバへの支援として国境管理強化と人身取引対策に協力しています。また、人の密輸・人身取引および国境を越える犯罪に関するアジア太平洋地域の枠組みである「パリ・プロセス」への拠出・参加などを行っています。

### ■ 国際的な資金洗浄（マネー・ローンダリング）やテロ資金供与対策

国際組織犯罪による犯罪収益は、さらなる組織犯罪やテロ活動の資金として流用されるリスクが高く、こ

うした不正資金の流れを絶つことも国際社会の重要な課題です。そのため、日本としても、金融活動作業部会（FATF）<sup>注44</sup>などの政府間枠組みを通じて、国際的な資金洗浄（マネー・ローンダリング）<sup>注45</sup>やテロ資金供与の対策に係る議論に積極的に参加しています。世界的に有効な資金洗浄やテロ資金供与対策を講じるためには、FATFが定める同分野の国際基準を各国が適切に履行することにより、対策の抜け穴を生じさせない、といった取組が必要です。そのため、資金洗浄やテロ資金供与対策のキャパシティやリソースの不足等を抱える国・地域を支援することは、国際的な資金洗浄やテロ資金供与対策の向上に資することから、日本は、非FATF加盟国のFATF基準の履行確保を担うFATF型地域体の支援等を行っており、特にアジア太平洋地域のFATF型地域体（APG：Asia / Pacific Group on Money Laundering）が行う技術支援等の活動を支援しています。

### ■ 海洋

日本は、海洋における法の支配の確立・促進のため、巡視船の供与や技術協力などを通じ、インド太平洋地域の海上保安機関などの法執行能力の向上を遂げられることなく支援しているほか、被援助国の海洋状況把握（MDA）能力向上のための協力も推進しています。具体的には、フィリピン、ベトナムなどに対し、船舶や海上保安関連機材を供与しているほか、インドネシアやマレーシアなどを含む日本にとって重要なシーレーンの沿岸国に対して、研修・専門家派遣を通じた人材育成も進めています。さらには、サモア、ミクロネシア連邦等の太平洋島嶼国<sup>しよ</sup>に対しても警備艇などの海上保安関連機材の供与や、無償資金協力により「太平洋島嶼国における効果的な海上犯罪対策のための海上法執行機関能力強化計画（UN連携／UNODC実施）」を支援しています。

日本は、アジア地域の海賊・海上武装強盗対策における地域協力促進のため、アジア海賊対策地域協力協定（ReCAAP）の策定を主導し、その活動を支援しています。2017年からは締約国などの海上法執行機関

<sup>注43</sup> 人を強制的に労働させたり、売春させたりすることなどの搾取目的で、獲得し、輸送し、引き渡し、蔵匿し、または収受する行為（人身取引議定書第3条（a）参照）。

<sup>注44</sup> 1989年のG7アルシュ・サミット経済宣言に基づき設置された。

<sup>注45</sup> 犯罪行為によって得た資金をあたかも合法的な資産であるかのように装ったり、資金を隠したりすること。麻薬の密売人が麻薬密売代金を偽名で開設した銀行口座に隠す行為がその一例。

の能力構築を目的とした包括的な研修を実施しています。2023年はReCAAP締約国やインドネシアおよびマレーシア等12か国が参加し、各国からベストプラクティスが共有され、参加国の海賊対処関連の知識向上や沿岸国同士の協力促進に資するものとなりました。

アフリカ東部のソマリア沖・アデン湾における海賊の脅威に対し、日本は2009年から海賊対処行動を実施しています。また、日本は、国際海事機関（IMO）がジブチ行動指針<sup>注46</sup>の実施のために設立した信託基金に2009年度から2019年度の間1,553万ドルを拠出しました。この基金により、海賊対策のための情報共有センターや、ジブチ地域訓練センターが設立されています。同地域訓練センターではソマリア周辺国の海上保安能力向上のための訓練プログラムが実施されています。



ジブチ「沿岸警備隊能力拡充プロジェクト・フェーズ3」における制圧訓練の様子（写真：海上保安庁）

海上保安庁の協力の下で、アジアおよびソマリア沖での海賊対策のための「海上犯罪取締り研修」を実施しており、2023年は累計で13か国から17人の海上保安機関職員が参加しました。日本は、ソマリア海賊問題の根本的な解決にはソマリアの復興と安定が不可欠との認識の下、2007年以降、同国内の基礎的社会サービスの回復、治安維持能力の向上、国内産業の活性化のために累計で5.79億ドルの支援も実施しています。

シーレーン上で発生する船舶からの油の流出事故は、航行する船舶の安全に影響を及ぼすおそれがあるだけでなく、海岸汚染により沿岸国の漁業や観光産業に致命的なダメージを与えるおそれもあり、こうした

事態に対応する能力の強化も重要です。2023年3月には、フィリピン中部のミンドロ島沖で転覆・沈没した小型タンカーからの油流出被害に際し、国際緊急援助隊・専門家チームを派遣しました（国際緊急援助隊については、58ページの第Ⅲ部2（4）を参照）。

国際水路機関（IHO）では、2009年以降毎年、日本財団の助成の下、開発途上国の海図専門家を育成する研修を英国で実施しており、2022年12月までに49か国から92人の修了生を輩出しています。また、IHOとユネスコ政府間海洋学委員会は、世界海底地形図を作成する大洋水深総図（GEBCO）プロジェクトを共同で実施しており、日本の海上保安庁海洋情報部を含む各国専門家の協力により、世界海底地形図の改訂が進められています。

## ■宇宙空間

日本は、宇宙技術を活用した開発協力・能力構築支援の実施により、気候変動、防災、海洋・漁業資源管理、農業、森林保全、資源・エネルギーなどの地球規模課題への取組に貢献しています。宇宙開発利用に取り組む新興国の人材育成も積極的に支援しています。特に、日本による国際宇宙ステーション（ISS）日本実験棟「きぼう」を活用した宇宙環境利用の機会提供や超小型衛星の放出は国際的に高く評価されています。2023年6月から12月にかけては、「KiboCUBE」プログラム<sup>注47</sup>の新たな公募（第8回公募）を実施しました。2023年現在、同プログラムにおいては、過去の公募で選定された中米統合機構（SICA）、メキシコおよびチュニジアが超小型衛星の開発を行っています。

日本は、宇宙新興国に対する能力構築支援をオールジャパンで戦略的・効果的に行うための基本方針を2016年に策定し、宇宙新興国を積極的に支援しています。例えば、アジアやアフリカ、中南米地域の78か国において、人工衛星「だいち2号」による熱帯林のモニタリングシステム（JICA-JAXA熱帯林早期警戒システム：JJ-FAST）を活用した森林モニタリングを実施しています。

宇宙空間における法の支配の実現に貢献すべく、宇宙新興国に対して国内宇宙関連法令の整備・運用に係

<sup>注46</sup> ソマリアとその周辺国の地域協力枠組み。

<sup>注47</sup> 「きぼう」から超小型衛星を放出する機会を開発途上国に提供するための、宇宙航空研究開発機構（JAXA）と国連宇宙部（UNOOSA）の協力枠組み。





ブラジル「先進的レーダー衛星およびAI技術を用いたブラジリアマゾンにおける違法森林伐採管理改善プロジェクト」における衛星およびAI技術を用いた現地調査でドローン映像を確認している様子（写真：JICA）

る能力構築支援を行っています。日本は2021年度から国連宇宙部（UNOOSA）の「宇宙新興国のための宇宙法プロジェクト」への協力を開始して以降、アジア太平洋地域の宇宙新興国に対して国内宇宙関連法令の整備および運用面での支援を行い、民間活動を含む自国の宇宙活動を適切に管理・監督するために必要となる法的能力の構築に貢献しています。2023年には、宇宙活動の監督および許認可に焦点を当て、アジア・太平洋地域諸国を対象とする法的能力構築支援を実施しました。

### (3) 法制度整備支援、民主化支援

開発途上国の「質の高い成長」の実現のためには、一人ひとりの権利が保障され、人々が安心して経済社会活動に従事でき、公正かつ安定的に運営される社会基盤が必要です。こうした基盤強化のため、開発途上国における自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値の共有や、グッド・ガバナンス（良い統治）の実現、平和と安定、安全の確保が重要となります。

その際、公務員が関与する贈収賄や横領などの汚職事件は、開発途上国の健全な経済成長や公平な競争環境を妨げる原因にもなります。そこでドナー国は、公正かつ安定した社会の実現のため、開発途上国における不正腐敗対策を含むガバナンス支援にも取り組む必要があります。

統治と開発への国民参加および人権の擁護・促進といった民主主義の基盤強化も、開発途上国の中長期的な安定と開発の促進にとって極めて重要な要素です。特に、民主化に向けて積極的に取り組んでいる開発途上国に対して、公正かつ透明性が確保された選挙を実施するための支援や、国民の知る権利を保障し、表現の自由を守るためのメディアに対する支援などを通じて、民主化への動きを後押しすることが重要です。

### 日本の取組

#### ■ 法制度整備支援

日本は、各国における法の支配の確立、グッド・ガバナンスの実現、民主化の促進・定着、基本的人権尊重のため、法制度整備支援を積極的に実施しています。具体的には、法・司法制度の改革、法令の起草支援、法制度運用・執行のための国家・地方公務員の能力向上、内部監査能力強化、制度整備（民法、競争法、知的財産権法、税、内部監査、公共投資など）に関する支援をインドネシア、ウズベキスタン、カンボジア、シエラレオネ、スリランカ、ネパール、バングラデシュ、東ティモール、ベトナム、モンゴル、ラオスなどの国々で行っています。例えば、ラオスでは、日本が20年以上にわたり法制度整備支援に一貫して取り組んだ結果、2020年5月には同国初の民法典が施行され、2023年4月にはその逐条解説書が完成するなど、引き続き運用支援が行われています。また、インドネシアでは、裁判官向けに商標法や著作権法の内容をまとめたガイドブックの作成を進めたほか、2022年に刊行した、知的財産事件を扱う裁判官向けの判決集（商標編）を活用した裁判官向けの研修・セミナーを全国の地方都市で実施し、同国の法律実務家の能力向上に取り組みました。そのほか、2023年5月には知的財産分野の裁判官を、同年9月には法案の起草や審査を担う行政官をそれぞれ日本に招いて研修を行い、同国に参考となる日本の制度や経験を共有しました。

日本は、2021年3月に京都で開催された第14回国連犯罪防止刑事司法会議（京都 कांग्रेस）<sup>注48</sup>において採択された「京都宣言」<sup>注49</sup>の実施にリーダーシップを発揮しています。具体的には、日本の官民連

<sup>注48</sup> 5年に一度開催される犯罪防止・刑事司法分野における国連最大の国際会議。事務局はUNODC。

<sup>注49</sup> 犯罪防止、刑事司法の分野における国連と国連加盟国の中長期的な指針を示す京都 कांग्रेसの成果文書。



携による再犯防止の知見をいかした再犯防止国連準則策定の主導や、次世代を担う若者のエンパワーメントを目的とする「法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラム」(Col-YF) および犯罪と闘うための国際協力を一層推進するためのアジア太平洋地域における刑事司法実務家による情報共有プラットフォームである「アジア太平洋刑事司法フォーラム」(Crim-AP) の定期開催など、「京都宣言」を具現化するための取組を推進しています。2022年12月には、「第2回法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラム」を開催し、約50か国・地域から100人以上の若者が参加し「多様性と包摂性のある社会に向けた若者の役割」をテーマに議論を行ったほか、2023年2月には「第2回アジア太平洋刑事司法フォーラム」を開催し、18か国・5機関からの参加者が活発な意見交換を行いました。さらに、7月には、日ASEAN特別法務大臣会合の開催に合わせ、UNODC協力の下、タイ法務研究所と共に、「法の支配推進のための日ASEAN特別ユースフォーラム」を開催しました。日本、ASEAN加盟国および東ティモールから60人を超える若者が一堂に会し、「司法へのアクセスを強化するためのリテラシーの構築—デジタル時代における法の支配への鍵—」をテーマに議論が行われました。

法制度運用・執行のための国家・地方公務員の能力向上支援について、具体的には、法律実務家などの人材育成の強化などを目的として、国際研修や調査研究、現地セミナーを実施しています。2022年には、2021年に引き続き、新型コロナウイルス感染症の世界的流行に伴い外国人の新規入国が制限されていた間は、オンライン方式を用いて研修を実施していましたが、2022年秋以降は、日本国内における対面での研修を徐々に再開させました。オンライン方式および対面方式いずれの方法による研修においても、上記の国々から、司法省職員、裁判官、検察官などの立法担当者や法律実務家の参加を得て、各国のニーズ、最新の国政情勢、国連等の国際機関の活動を踏まえて、法令の起草、法制度の運用改善や関係職員の能力向上などをテーマとした研修を実施しています。このほか、各国の渡航制限の緩和や解除に伴って、現地で開催されたセミナーやワークショップなどへの対面での参加

も徐々に再開し、同様のテーマでの研修等を行いました。

日本は、開発途上国のニーズに沿った支援を積極的に推進していくため、その国の法制度や解釈・運用などに関する広範かつ基礎的な調査研究を実施して、効果的な支援の実施に努めています。その一つとして、2022年4月からは、インドネシア、カンボジア、フィリピン、ラオスの不動産法制に関する比較研究を行う場として、「アジア・太平洋不動産法制研究会」を定期的に開催しており、2023年10月には「第11回国際民商事法シンポジウム」を開催しました。

### ■不正腐敗対策などのガバナンス支援

日本は国連腐敗防止条約の締約国として、同条約の事務局であるUNODCへの協力を通じ、腐敗の防止および取締りに関する法制度の整備や、司法や法執行機関などの能力構築支援に積極的に関与してきました。

日本は、法務省が国連と共同で運営する国連アジア極東犯罪防止研修所(UNAFEI) <sup>注50</sup>を通じて、法制度整備支援および不正腐敗対策を含むガバナンス支援の一環として、アジアやアフリカなどの開発途上国の刑事司法実務家を対象に、毎年、研修やセミナーを実施しています。

具体的な取組の一例として、1998年から汚職防止刑事司法支援研修を、新型コロナウイルス拡大により中止になった年を除き毎年1回実施しています。同研修は国連腐敗防止条約上の重要論点からテーマを選出して実施しているもので、各国における汚職防止のため



第25回汚職防止刑事司法支援研修の様子(写真: UNAFEI)

<sup>注50</sup> 国連と日本政府との協定に基づいて1962年に設立され、法務省法務総合研究所国際連合研修協力部により運営されており、設立以来、142の国・地域から6,300名を超える卒業生を輩出している。

## 案件紹介

### 新型コロナウイルス感染症流行下の選挙： 政治参加の促進と感染症対策の両立

東ティモールにおけるコロナ禍の選挙実施体制強化計画

国際機関拠出金（2021年3月～2023年7月）

東ティモール



東南アジアで最も民主主義が深く根付いている国の一つである東ティモールでは、独立回復後から国民の政治参加が積極的に促進されてきました。しかし、新型コロナウイルス感染症が収束しない中で行われた2022年の大統領選挙および2023年の議会選挙では、医療体制が脆弱なため、感染症対策が十分に行えるか懸念がありました。

そこで日本は、国連開発計画（UNDP）と連携し、感染症流行下における平等で直接的かつ積極的な政治参加を支援すべく、感染症対策強化を行いました。協力にあたっては、包摂的な社会の実現のため、女性・若者・障害者の政治参加促進



2022年大統領選挙の投票所にて、投票に訪れた市民に感染症対策を実施する投票所スタッフ（写真：UNDP）

にも配慮しました。

本協力では、選挙管理事務局および国家選挙委員会の各地方事務所13棟に手洗い場を設置し、非常事態時のマニュアル作成や感染症防護用具の供与のほか、職員に感染症対策訓

練を実施しました。また、包摂的な選挙実現のため、スロープや障害者用トイレの設置等、障害者に配慮した施設整備を支援し、女性・若者・障害者を対象とした選挙情報の拡散と呼びかけを支援し、幅広い政治参加を促進しました。

選挙当日の投票所ではマスク配布、検温や手指の消毒徹底が行われ、選挙での新型コロナ感染の報告はありませんでした。また、選挙管理機関の施設整備により、利用者の安心・満足度が向上し、政治参加につながりました。感染症流行下にもかかわらず、大統領選挙の投票率は77.26%、翌年の議会選挙は79.28%と高く、特に女性の投票率は過去最高の80%を越える結果となりました。

日本は今後も東ティモールが持続可能な発展を遂げ、健全な民主主義社会を築いていくことを支援していきます。



手話通訳者と共に障害者に対する選挙情報の発信を支援するUNDP日本人職員（写真：UNDP）

の刑事司法の健全な発展と協力関係の強化に貢献しています。2023年11月には、「国際協力を活用した効果的な汚職事件捜査」を主要課題として、25回目となる同研修を実施しました。同研修には、25か国から合計30人の刑事司法実務家が参加しましたが、この中にはウクライナからの参加者5人も含まれています。

ほかにも、東南アジア諸国におけるガバナンスの取組を支援するとともに、刑事司法・腐敗対策分野の人材育成に貢献することを目的として、2007年から「東南アジア諸国のためのグッド・ガバナンスに関する地域セミナー（GGセミナー）」を新型コロナ感染症拡大により中止になった年を除き毎年度1回開催しています。2023年12月には、「賄賂を含む不当な介入からの裁判官、検察官及び法執行機関職員の保護」をテーマとする第17回GGセミナーを参加者の訪日による対面方式で開催し、ASEAN加盟国のうち9か国（インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ベトナム、ブルネイ、マレーシア、

ラオス）と東ティモールの合計10か国から19人の刑事司法実務家が参加しました。



第17回GGセミナーの様子（写真：UNAFEI）

UNAFEIの活動は腐敗防止にとどまらず、国際社会での犯罪防止・刑事司法に関する重要課題を取り上げ、それらをテーマとした研修やセミナーを広く世界中の開発途上国の刑事司法実務家に対して実施することにより、変化するグローバル社会への対応を図って



きました。例えば、2023年においては、1月から2月にかけて「被疑者及び被告人並びに被害者の法律扶助（Legal aid）の促進」をテーマとする第180回国際高官セミナーを、5月から6月にかけて「国境を越えた組織犯罪への対策」をテーマとする第181回国際研修を、9月から10月にかけて「刑務所出所者の効果的な社会復帰支援―就労、住居、医療等の切れ目のない支援の実現に向けて」をテーマとする第182回国際研修を、それぞれ対面方式で実施しました。

#### ■ 民主化支援

コンボでは、全ての国民に正確・中立・公正な放送を届けるため、2015年1月から、「公共放送能力向上プロジェクト」を実施しています。多民族が混在している地域での取材に際して、情報精度を向上させるため、少数民族地域や他民族混住地域の支局開設の準備や、JICA専門家によるOJTやワークショップを通じて番組製作スタッフの能力向上を支援しています。これらの活動は、少数民族を含む全ての国民に、公正で隔たりのない番組を放送することに貢献しています。

### (4) 自然災害時の人道支援

近年、気候変動の影響もあり、短時間・局所的といった異常な集中豪雨の発生頻度は世界的に増加しており、洪水や土砂災害による被害も激甚化・頻発化の傾向にあります。開発途上国では、経済・社会基盤が脆弱であるため、災害により大きな被害を受ける国が多くあり、国際社会からの支援が求められています。

日本は、海外で大規模な災害が発生した場合、被災

国政府または国際機関の要請に応じ、直ちに緊急援助を行える体制を整えています。協力体制には、人的援助、物的援助、資金援助があり、災害の規模や被災国等からの要請内容に基づき、いずれかまたは複数を組み合わせた協力を行っています。

#### 日本の取組

人的援助として国際緊急援助隊があり、（i）救助チーム、（ii）医療チーム、（iii）感染症対策チーム、（iv）専門家チーム（災害の応急対策と復旧活動に関する専門的な助言・指導を行う）、（v）自衛隊部隊（特に必要があると認められる場合に医療活動や援助関連の物資や人員の輸送を行う）を、個別に、または組み合わせて派遣します。

物的援助としては、緊急援助物資の供与を行っています。日本は海外3か所の倉庫に、被災者の当面の生活に必要なテントや毛布などを備蓄しており、災害が発生したときには速やかに被災国に供与できる体制にあります。

資金援助として、日本は、海外における自然災害や紛争の被災者、難民・避難民等を救援することを目的として、被災国政府や被災地で緊急援助を行う国際機関などに対し、緊急無償資金協力を行っています。

2023年には、2月にトルコ南東部で発生した地震被害に対し、日本は、発災直後から緊急救助支援活動に取り組みました。トルコおよびシリアに対しJICAを通じて緊急援助物資を迅速に供与するとともに、トルコに救助チーム、医療チーム、専門家チームを派遣し、行方不明者の捜索・救助活動や医療活動等を実施し、地震により被害を受けた建物およびインフラの状況を確認し、復旧・復興に向けた技術的助言等を行い



トルコ地震被災地での救助チームによる救助活動の様子（写真：JICA）



緊急援助物資のダマスカス空港（シリア）到着時の様子





トルコ地震被災地で手術前の処置を行う医療チーム（写真：JICA）

ました。また、医療チーム用資機材を自衛隊機で迅速に現地に輸送したほか、北大西洋条約機構（NATO）との調整・協力を通じて、パキスタンに所在していたテント等の災害救援物資約89.5トンをトルコへ輸送しました。加えて、トルコに対し、国際機関を通じた850万ドルの緊急無償資金協力のほか、無償資金協力（50億円）や借款（800億円）の供与、日本の知見をいかした技術協力を通じて、復旧・復興に向けた支援を実施しています（トルコにおけるこれまでの防災への取組については60ページ「国際協力の現場から」を参照）。

このほかにも、2023年3月、フィリピン中部のミンドロ島沖で転覆・沈没した小型タンカーからの油流出被害に際し、国際緊急援助隊・専門家チームを派遣

しました。9月には、モロッコ中部で発生した震災やリビア東部における洪水被害に対して緊急無償資金協力を実施したほか、9か国<sup>注51</sup>に対して緊急援助物資を供与しました。

日本のNGOも、ODAを活用した被災者支援を行っており、また国際機関などが緊急援助活動を実施する際のパートナーとして、日本のNGOが活躍することも少なくありません。ジャパン・プラットフォーム（JPF）<sup>注52</sup>は自然災害や紛争によって発生した被災者および難民・避難民等への人道支援を行っており、JPFの加盟NGOは、モロッコ（地震）、アフガニスタン（地震）、パキスタン（洪水）、ウクライナ（紛争）など、現地政府の援助がなかなか届かない地域で、現地のニーズに対応した様々な支援を実施しています（実績などは133ページの第V部1（3）を参照）。

自然災害の多い日本とASEAN諸国にとって、災害対応は共通の課題です。日本は、2011年に設立されたASEAN防災人道支援調整センター（AHAセンター）を支援し、その能力強化等にご貢献してきました。2023年も引き続き、緊急物資を迅速に被災国へ輸送するASEAN緊急災害ロジスティック・システム（DELSA）の構築および同システムを活用した支援や、被災状況の緊急評価等を行うASEAN緊急対応評価チーム（ERAT）やASEAN各国防災機関の幹部候補職員を対象とした人材育成を行っています。

<sup>注51</sup> アフガニスタン、イラン、シリア、チリ、トルコ、バヌアツ、マラウイ、モザンビーク、リビアの9か国。

<sup>注52</sup> 137ページの用語解説を参照。

## 地震多発国トルコにおける日本発の防災教育の取組 ～トルコ版「ぼうさい甲子園」で学びを広げる～



トルコには数多くの活断層が存在し、日本と同様、世界有数の地震多発国となっています。1999年8月のトルコ北西部を地震とするイズミット地震、同年11月のデュズジェ地震を始めとして2011年、2020年にも大規模な地震が発生しており、2023年2月にはトルコ南東部を震源として発生した地震により5万人近い犠牲者が出るなど、甚大な被害が発生しました。経済発展の中心地イスタンブールを含む人口密集地域も大きなリスクを抱えていると言われており、防災へのさらなる取組が求められています。

日本は、同じ災害多発国としてその経験や知識をいかし、トルコに対して耐震補強強化や地震復興に資する円借款供与、地震観測や耐震工学に関する共同研究の推進、防災計画策定や災害リスク管理能力向上に資する技術協力を実施してきました。1999年のイズミット地震以降は防災教育に力を入れ、2010年から2014年、および2017年から2020年までの2フェーズにわたり「防災教育プロジェクト」が実施されました。フェーズ1では、経済規模の大きい10県の小学校80校を対象とし、各校から3人の教員をマスター教員として防災に関する研修を行い、フェーズ2では全国を対象として普及拡大等の活動を実施しました。JICAトルコ事務所職員として防災教育に携わり、現在は土日基金副理事長を務めるエミン・オズダマル氏は、「阪神・淡路大震災の被災地である兵庫県の協力も得て、兵庫県の教育カリキュラムとトルコのカリキュラムを比較し、トルコに活用できる部分を取り込みました。また、子どもたちが遊びながら防災の知識を学べるよう教員たちとゲームを考案したほか、算数の文章題にも防災の内容を取り入れるなど、防災の枠にとらわれず、子どもたちが自然に知識を身に付ける工夫も行いました。」と当初の取組を振り返ります。

プロジェクト以降、研修を終えたマスター教員が他校の教員に防災の知識を伝え、各校に防災の知識を有する教員が少なくとも一人いる環境が整いました。「子どもたちに



防災教育プロジェクトの様子（写真：JICA）

防災教育を行うと、子どもがその知識を家族や同級生に伝えます。ベッドを安全な場所に置いたり、家具を固定したりといった基本的な知

識が、研修を受けた先生からこども、そしてその家族に広まっています。2月の地震でも、学習したとおりにベッド脇にかがんで身を守った生徒もいました。」と、オズダマル氏は防災教育の波及効果について語ります。

また、2021年からは防災教育プロジェクトの効果を継続的なものとするため、土日基金文化センターとJICAの共催で「防災教育教材開発コンテスト」（「ぼうさい甲子園」※1のトルコ版）を開催しています。「災害科学科を設立した宮城県の高城高校を視察した際、『ぼうさい甲子園』のことを知りました。防災教育プロジェクトの成果を広めるためには若者を巻き込まなければと考え、トルコ版『ぼうさい甲子園』の開催に向けて動きました。」とオズダマル氏は述べます。第1回は教員を対象として開催し、21県から40件の応募がありました。その後、対象をこどもや学生にも広げ、2023年には29県から防災に関する卓上ゲーム、模型を用いた防災シミュレーション装置など155件の応募がありました。大学生のカテゴリーには、防災関係の学科がある大学から88件のプロジェクトが集まりました。



トルコ版「ぼうさい甲子園」の表彰式の様子（写真：JICA）

ただ、防災教育を受けても建築基準の遵守や地盤の強化がなされていなければ、その効果は半減してしまいます。田中優子JICAトルコ事務所長は「2月の地震被害を受け、専門家チームの提言も踏まえてトルコにおける防災協力の見直しも行っています。被災都市をモデル都市としながら、災害に強い都市作りに向けて協力を続けていきます。」と今後の見通しを語ります。

現在は、兵庫県および宮城県の高校とトルコの学生をつなぐ学生交流プロジェクトを通して若者たちが被災地の経験を学び合う活動も行われています。日本の防災分野での成果が、トルコの防災により一層いかされることが期待されます。

注1 1995年1月17日に発生した阪神・淡路大震災の経験と教訓を未来に向けて継承していくため、学校や地域で防災教育や防災活動に取り組んでいるこどもたちや学生を顕彰する事業として、神戸市にある公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構（人と防災未来センター）が毎年開催している。